

## 令和6年度(2024年度)洋上風力発電導入加速化推進事業委託業務処理要領

### 1 業務目的

平成31年4月、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）」が施行され、一般海域における洋上風力発電事業の実施可能な区域を促進区域に指定し、長期占用を可能とする制度が創設された。

本道は、洋上風力について全国一のポテンシャルを有するほか、導入によりCO<sub>2</sub>削減に貢献できるとともに、資材調達や雇用創出などにより大きな経済波及効果が期待できることから、導入の促進を推進させることを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) 地域の合意形成等に向けた支援

再エネ海域利用法に基づく法定協議会の設置及び運営に向けた合意形成等を推進するために必要な地域の取組を支援すること。

##### ア 支援区域、支援内容

###### (ア) A地区

支援内容：漁業関係者向け勉強会（1回）

（会場：50名程度収容可能施設）

講師要件：洋上風力発電と漁業影響、漁業との共生、漁業振興等に精通し、質問に対応できる者

###### (イ) B地区

支援内容：漁業関係者向け勉強会（1回）

（会場：20名程度収容可能施設）

講師要件：洋上風力発電と漁業影響、漁業との共生等に精通し、質問に対応できる者

###### (ウ) C地区

支援内容：地域住民向け勉強会（1回）

（会場：50名程度収容可能施設）

講師要件：洋上風力発電の概要、環境や地域への影響・振興に精通し、質問に対応できる者

###### (エ) D地区

支援内容：漁業関係者、地域住民向け勉強会（1回）

（会場：50名程度収容可能施設）

講師要件：洋上風力発電と漁業影響、漁業との共生等に精通し、質問に対応できる者

###### (オ) E地区

支援内容：漁業関係者向け勉強会（1回）

（会場：20名程度収容可能施設）

講師要件：洋上風力発電と漁業影響、漁業との共生、漁業振興等に精通し、質問に対応できる。また、漁業共生に係る議論の方向性の示唆、ファシリテート可能な者

(カ) F 地区

支援内容：洋上風力と地域振興を考えるワークショップ（1回以上）

（会場：20名程度収容可能施設）

講師要件：洋上風力発電の概要、環境や地域への影響に精通し、地域振興に係る議論の方向性の示唆、ファシリテートが可能な者

(2) セミナーの開催

洋上風力発電との共生や再エネ海域利用法におけるプロセスについてなど、洋上風力に対する理解促進を図るためのセミナーを開催する。

イ 開催場所

会場での開催に加え、オンラインでの配信を併用すること

ウ 開催回数

1回

エ 開催規模

50名以上

オ 開催内容等

洋上風力発電がどのようなものか触れたことがない方も関心が高まるよう、具体的な事例等を紹介すること。

(3) 冊子の作成

ア 掲載内容

「令和5年度(2023年度)洋上風力発電導入加速化事業委託業務」で作成した冊子「日本と世界の現状から見た北海道の洋上風力発電」を元に、情報の時点更新を基本とする。

イ 作成規格

A3判カラー印刷、中綴じ2つ折りとし、10頁（表紙、裏表紙含む）を基本とする。

ウ 発行部数

500部

(4) 事業実施報告書の作成

上記(1)～(3)の業務に関する報告書：紙媒体及び電子媒体 各正副2部

※パネルや写真など準備段階で得たデータ、動画配信データを電子媒体により提出すること。

※提出期限：令和7年(2025年)2月21日（金）

3 業務処理計画書について

受託者が、契約書第4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

・業務処理計画書（別記第1号様式）

4 実施報告及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実施報告書等については、次のとおりとする。

ア 実施報告書 (別記第2号様式)

イ 収支精算書 (別記第3号様式)

ウ 成果品 DVD-R等 1部

(2) 受託者が、契約書第 13 条の規定に基づき提出する概算払請求書等については、次のとおりとする。

ア 概算払請求書 (別記第 4 号様式)

イ 収支計画書 (別記第 5 号様式)

## 5 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを受託者に提出するものとする。

## 6 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第 3 条のただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

(1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術面、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障が来さないとき。

(2) 再委託させることの合理的理由があるとき。

(3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じさせるものでないとき。

## 7 再委託の手続きを行う場合

(1) 受託者が再委託の申し出をしようとするときは、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書を徴取し、その写しを道に提出すること。

(2) 受託者が再委託の承諾を得た場合、受託者が再委託する第三者の管理・監督を行うこと。

## 8 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施中止や業務内容を変更する場合がある。

(3) 委託期間中の現地調査等、業務の処理状況等に関する報告及び収支精算書の提出の際には、経費の支払に係る銀行等の振込受取書の写し、振込受付書の写し、インターネットバンキングの画面の写し及び領収書の写し等の支払証拠書類並びに請求書の写し及び契約書の写し等の支払の原因となった書類等を提出すること。

(4) 委託業務に関する帳簿及び書類を備え、当該委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理すること。

(5) 道の業務に要したことが確認できない経費がある場合は、当該経費を除いた上で委託料の額を確定する。

(6) 道は、委託期間中に業務の処理状況等に関する報告書の提出を求めて調査するものとし、また、必要に応じ、現地調査を行うものとする。